

# 使用者兼務役員と賞与・退職金



“経理のプロ”になるための  
知識。何にどのように処理基礎  
かるのか、どのようにすればよいのか、その  
をレクチャーします。

税理士 平 满 広

「使用者兼務役員」とは、言葉の  
おり役員と使用者を兼務している  
のことです。使用者兼務役員には  
「支給する賞与のうち使用者部分の  
金額が損金となる」「使用者部分の  
給与は定期同額給与等の規定を受け  
ない」等のメリットがありますが、  
法人税法では次の役員はなれません。

- ・社長、理事長、代表取締役、代表  
執行役、代理理事、清算人
- ・副社長、専務、常務その他これら  
に準ずる職制上の地位を有する役  
員
- ・同族会社の特定役員など

これ以外の役員で、部長、課長、  
支店長、工場長、営業所長のように、  
法人の使用者としての職制上の地位  
を有していて、かつ、常時使用者と  
しての職務に従事している者が使用  
人兼務役員となります。

「取締役経理部長」は使用者兼務  
役員になりますが、「経理担当取締

役」のように特定の部門を統括して  
いるだけでは使用者としての地位が  
なため、使用者兼務役員にはなれ  
ません。非常勤役員も常時使用者と  
して勤務していないためなれません。

「同族会社の特定役員」とはみな  
し役員の判定（前号参照）で特定株  
主となる役員のことです。全株を保  
有しているオーナー社長の奥様は、  
肩書きが取締役経理部長だったとし  
ても、同族会社の特定役員に該当す  
るためなれません。

また、役員やみなし役員ではない  
が、役員の親族や役員と事実婚にあ  
る人、役員から生活費の支援を受け  
ている人、といった使用者を「特殊  
関係使用者」といいます。特殊関係  
使用者に対する支給する給与の額の  
うち、過大な部分の金額は損金の額  
に算入されません。

## 使用者に支給する 賞与の取扱い

法人税法では、臨時に支給する  
給与は基本的に賞与となります（退  
職給与等を除く）。「使用者に支給す  
る賞与」や「使用者兼務役員に支給す  
る賞与」のうち使用者部分の一一定の  
金額は、次の支給形態に応じて、  
それぞれの事業年度で損金に算入で  
きます。

(2) 決算日の翌日から1月以内に支  
払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

② ①の通知金額を通知した事業年  
度で損金経理している

③ ①の通知金額を通知した事業年  
度で損金経理している

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

② ①の通知金額を通知した事業年  
度で損金経理している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

③ ①の通知金額を通知した事業年  
度で損金経理している

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

② ①の通知金額を通知した事業年  
度で損金経理している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

## 使用者兼務役員と賞与・退職金

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

## 使用者兼務役員と賞与・退職金

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

## 使用者兼務役員と賞与・退職金

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

## 使用者兼務役員と賞与・退職金

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

## 使用者兼務役員と賞与・退職金

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

## 使用者兼務役員と賞与・退職金

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合  
は、支給額の通知をした日の属する  
事業年度に処理します。

① 支給額を各個人別にかつ同時期に  
支給を受けるすべての使用者に対  
して通知している

### (3) 前記(1)(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理し  
ます。たとえば(2)のケースだと「賞  
与通知日」に在職していた使用者が  
「賞与支給日」までに退職して賞与  
を支給しなかった場合は、(2)の要件  
を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められることに  
なります。また、使用者兼務役員の  
支給額を満たさないので、賞与支給額の全  
額が損金として認められないことに  
なります。

## 使用者兼務役員と賞与・退職金

### (1) 労働協約または就業規則により 定められる支給予定日が到来して いる賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、  
支給予定日と通知日のいずれか遅い  
日の属する事業年度に処理します。

① 使用人に支給額の通知をしてい  
る

② 支給予定日または通知日の属す  
る事業年度で損金経理（決算書で  
費用処理）している

### (2) 決算日の翌日から1月以内に支 払う賞与

次のいずれの要件も